知らないと損をする！『“著者”のための電子出版契約と著作権』講座開催（5/16・東京）

報道関係者各位
プレスリリース

2011年4月26日
株式会社パブラボ

株式会社パブラボ（東京都千代田区･代表 菊池 学）では2011年5月16日（月）
、東京都千代田区のちよだプラットフォームスクエアにて『“著者”のための電子出版契約と著作権』についてセミナーを開催いたします。

「絶版本を電子化したい！」
「雑誌の連載を電子で出版できないか？」
「印税のことがわからない……」
著者が電子書籍を出版する際の障害やその対応策、権利関係など知っておくべきことについて詳しく解説。あなたの疑問や不安、解決します！

<<セミナーの内容>>

●絶版状態になっている本を電子書籍にするとき、どんな手順を踏めばいい？

「絶版状態の自分の本を、電子書籍にしたい……」
「雑誌やWEBに連載・寄稿した記事をまとめて電子出版したい……」

こうした場合、出版社との契約や権利については、どんな点に配慮すれば良いのでしょうか。
無用なトラブルを避けるためにも、
“書き手”が知っておきたい契約や著作権の問題を把握しておきませんか？

→絶版状態の確認と電子出版するための方法を解説します。

●そもそも電子書籍の出版契約書には何がかいてある？

電子出版は紙の出版と違い、まだ黎明期にあるため、法整備が十分ではありません。
現状は、各出版社が設定した条件での契約になりがちですが、著作権によって、基本とすべき法規定は存在しています。
出版社と対等に交渉するためにも、必要最低限の著作権知識を習得しておきませんか？

→電子出版契約書の記載事項をわかりやすく解説します。

●いざ出版条件の交渉！でもどんな交渉ができるんだろう？

印税などの出版条件は、紙と電子の場合で違っています。
紙の本は、定価×初版部数×印税（％）で著者の収入が決まるのに対し、初版部数のない電子書籍の場合は、この限りではありません。
また、印税の支払い方法やタイミングも紙と電子では大きく違っています。
まずは、自著の出版条件を把握しましょう。そのうえで電子化を交渉することで、円満に電子出版できる可能性が高まります。

→実例をあげ、出版条件の決め方や交渉法を解説します。

＜こんな方はぜひご参加ください！＞

・著書はあるけど、絶版状態なので電子書籍にしたい
・電子出版して、その後、紙の本の出版を目指している
・雑誌やWEBの記事を電子出版したい
・電子書籍のプロデュースをしている
・とにかく電子書籍で出版したい！

＜講師紹介＞

塩島 武徳（しおじま たけのり）氏

ＮＴＴラーニングシステムズ認定講師。民間企業で営業・広報・法務職を経験。その間、行政書士など10種以上の資格を取得。現在はＮＴＴグループ内で契約書作成・ビジネス著作権・ビジネス実務法務の各研修講師を担当するほか、独立行政法人産業技術総合研究所、昭和女子大学オープンカレッジにおいて著作権の講義を担当。著書には「瞬解！ビジネス著作権検定」、「瞬解ビジネス実務法務検定３級」（以上青月社）、「聴いてわかる著作権法（音声ＣＤ）」（紙子出版企画）等がある。

＜講座概要＞
日時 5月16日（月） 18時30分～20時30分（開場18時）
講師 塩島 武徳
会場 ちよだプラットフォームスクェア 会議室505
住所 千代田区神田錦町3-21ちよだプラットフォームスクェア
参加費 5,980円(税込) 【レジュメ・資料代込み】

告知サイトURL：http://www.publabo.co.jp/report/chosha.html

＜お問い合わせ＞
株式会社パブラボ
担当：須川匠英
URL：http://www.publabo.co.jp/
所在地：〒101-0043 東京都千代田区神田富山町８番地 アツミビル６階Ｃ号室
電話： 03-5298-2280 ＦＡＸ： 03-5298-2285
email： info@publabo.co.jp

以上

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com